

令和3年第3回臨時会（5月13日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度月形町一般会計補正予算第13号）
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第30号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 財産の取得について

- 議長 金子 廣司 ただ今の出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和3年第3回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 金子 廣司 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

大釜 登 議員

東出 善幸 議員

の兩名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 金子 廣司 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 日程3番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度月形町一般会計補正予算第13号）

- 議長 金子 廣司 日程3番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度月形町一般会計補正予算第13号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

令和3年第3回臨時会（5月13日）

- **副町長 堀 光一** 議案書は3ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第1号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

5ページをお開きください。別紙の専決処分書であります。令和2年度月形町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月22日に専決処分をしたもので、令和2年度月形町一般会計補正予算第13号を定めたものであります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,818万円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業の増額であります。16ページをお開きください。歳出でございます。4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額100万円増額でございます。委託料として、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業、予防接種システム改修業務の増額でございます。予防接種システム改修業務であります。国において、全国の接種者のデータの一元管理を行い、転入転出者の接種の確認や災害時の接種記録の参照などを行うため、ワクチン接種記録システムを構築しているところであります。このシステムに連携するよう本町の予防接種システムを改修するものでありまして、これによりワクチン接種の円滑化を図ることが可能となるものであります。14ページ、歳入でございます。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 3目 衛生費 国庫補助金、補正額100万円でございます。先ほどの予防接種システム改修費用の全額が国庫補助金で賄われるものであります。8ページをお開きください。補正予算第2条の繰越明許費の補正であります。予算補正をします新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業は、令和2年度内に支出が終わらない見込みの事業でありまして、令和3年度に繰越して使用できる経費として、第2表 繰越明許費補正のとおり、規定の予算に増額をして変更するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

- **議長 金子 廣司** ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- **議長 金子 廣司** 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和3年第3回臨時会（5月13日）

お諮りします。承認第1号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程4番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

- 議長 金子 廣司 日程4番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書19ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第2号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めます。

21ページをお開きください。別紙の専決処分書であります。月形町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分をしたものでありますが、これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、月形町税条例及び月形町税条例の一部を改正する条例について、所要の改正を行う必要があったものであります。改正の要旨であります。一つに固定資産税に関しましては、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの3年間の据え置き年度中に、価格の下落があった場合においても課税標準額の見直しができるよう現行の負担調整額の仕組みを継続するものであり、その上で新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く措置を講ずることとする改正であります。軽自動車税に関しましては、環境性能割の税率区分の見直しと共に、税率を1%分軽減する臨時的軽減、非課税につきましては、適用期限を9ヵ月延長し令和3年12月31日までに取得したものを対象とすること、また、グリーン化特例につきましては、重点化及び基準の切り替えを行った上で2年間延長する改正であります。個人住民税に関しましては、住宅ローン控除について、所得税における控除

令和3年第3回臨時会（5月13日）

期間の特例の適用期限の延長等の対象についても、適用各年において所得税から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する改正であります。議案書27ページ、中段ですが、附則でありまして、第1条 施行期日以下、各税に関する経過措置を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。お諮りします。承認第2号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第30号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

- 議長 金子 廣司 日程5番 議案第30号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書31ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第30号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。補正予算第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益、1,253万3,000円増額し、病院事業収益の総額を6億2,214万2,000円とするものであります。支出の部では1款 病院事業費用 1項 医業費用、1,253万3,000円増額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の6億2,214万2,000円とするものであります。今回の予算補正であります。月形町から受託する新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る経費の計上であります。40ページをお開きください。支出の部です。1款 病院事業費用 1項 医業費用 補正予定額につきましては、1目 給与費から3目 経費までの予定額を合計しまして、1,253万3,000円の増額であります。これにつきましては、5月10日から本町においては高齢者施設から開始をしておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る経費でございます。医師1名、看護

令和3年第3回臨時会（5月13日）

師2名の経費、ワクチン接種に係る材料費の経費でございます。内訳につきましては、41ページの説明欄に記載のとおりでございます。38ページをお開きください。収入の部です。1款 病院事業収益 1項 医業収益 4目 その他医業収益、補正予定額1,253万3,000円増額でございます。先ほどのワクチン接種業務に係る経費の財源としまして、月形町から収入となる受託料でございます。新型コロナウイルスワクチン接種受託収入でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 5月10日から高齢者施設よりワクチン接種が始まっているということで説明がありました。先ほどの全員協議会では、10月いっぱいまで医師等の契約をしているというような話を聞いたのですが、10月いっぱいまでに希望する町民の方、全員を接種できる予定があるのか、可能性があるのか、その辺のところを町立病院としては、どう考えているのかお聞きしたいと思います。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 吉永 裕也 ただ今のご質問にお答えします。集合の予防接種に関しましては、10月いっぱい、65歳以上だけではなく一般町民まで接種できる見込みで行っております。それ以降につきましては、町立病院内で院長が対応するような形になります。なるべくは集合で接種していただきたいと思いますが、人数も限られてきますので、11月以降につきましては、今までのインフルエンザワクチンの予防接種と同様に、時間を決めて町立病院で行っていきたいと考えてございます。10月末までは、集合接種で委託する出張医師で対応していきたいということでございます。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 今の話によると、ワクチンが潤沢に来るという大前提だと思っておりますけれども、もし、この件が難しいとなれば、考える余地があるのかどうか。その辺の所は話し合っているのかどうかお聞きしたいです。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 ワクチンに関しては、保健福祉課で一元的に管理をしております。現在、4月28日に1箱195バイアルが到着しまして、5月16日にもう1箱が届く予定です。この1箱が医療従事者用として届くこととなっております。1箱が約1,000人分ですので、2箱で約2,000人分ぐらいの量になるのですが、この16日に届く2箱分から1バイア

令和3年第3回臨時会（5月13日）

ル6人分の接種ということで、それに対応するシリンジ等が到着しているような状況です。ですので、あと1箱あれば、町民の皆さまにも充分接種できる量が届くということで、一応、国は間に合うようにお届けするという話になっておりまして、接種は10月末までで、ほぼ終了できるのではないかと考えております。

- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 わかりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ありませんか。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 参考でお聞きしたいのですが、40ページの中で、医師と看護師2名分の経費を計上しておりますけれど、人材派遣会社から1名を派遣していただくということで、看護師が見つからないから人材派遣会社をお願いをしたという経緯だと思うのですが、会計年度任用職員は法定福利費も含めて約180万円で計上しておりますけれど、この人材派遣については約300万円ということで、120万円ぐらいの差があります。この人材派遣手数料は、看護師の人件費、法定福利費も含めていたと思いますが、人材派遣会社でどの程度の手数料のパーセンテージを取っているのか、伺いたいです。解れば、お答え願いたいと思います。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 吉永 裕也 お答えいたします。看護師人材派遣手数料の関係でございますけれど、当初は4月から10月までということで保健福祉課と打ち合せしまして、4月から会計年度任用職員と看護師の人材派遣につきましては配置しております。2月から契約をしているものですから、その時点で、人材がどうしても集まらないということで、時間単価4,000円で契約してございます。接種を行うのが、4月から10月までの103日ということで、人材派遣会社とは契約しております。若干、高いかなというのは否めないところでございますけれど、会社経費につきましては、この全体から看護師に支払った残りとなりますが、そこまでは把握してございません。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 会社の考え方だから、それについては答えれないのはわかりました。そしたら、人材派遣は2月からという話でしたが、会計年度任用職員については4月からですか。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 吉永 裕也 人材の確保に動いたのが2月でございまして、4月から接種するということが前提でございましたので、4月から来てくださいということで契約するために2月に動いてございます。会計年度任用職

令和3年第3回臨時会（5月13日）

員につきましても、4月から働いております。町立病院の病棟で1ヶ月間勤務しながら、接種が始まる時期を待っていたという形でございます。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第31号 財産の取得について

- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第31号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書は45ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第31号 財産の取得について、ご説明申し上げます。財産の取得につきましては、町道除雪業務のためロータリ除雪車、歩道用ロータリ車ですが、これを交換取得することとし、地方自治法の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、財産の交換取得につきましては、新しくロータリ除雪車を取得するあたり、現在、町が保有する平成8年に取得したロータリ除雪車を引き取ってもらう、いわゆる下取りに出す方法での取得であります。1取得の目的は町道除雪業務に使用するため、2財産の名称はロータリ除雪車、3財産の規格は除雪幅1.5メートル、除雪量800トン級、4契約の方法は指名競争入札による契約、5交換による差額は2,772万円で、予算に対する入札の落札率であります88.04%です。6契約の相手方は、北広島市大曲1丁目2番地2 北海道川崎建機株式会社札幌支店 支店長名畑宏昭であります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和3年第3回臨時会（5月13日）

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって令和3年第3回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時25分閉会）